

③死者である本人の死に起因して、開示請求者が相続以外の原因により取得した権利義務（慰謝料請求権等）に関する情報

④死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

当審査会も、上記類型①～④のいずれかに該当するときは、死者に関する個人情報について、開示請求者が自己の情報として開示請求することを認めるのが相当と判断する。

(2) 本件処分の妥当性について

本件対象情報は、審査請求人の妻である故〇〇〇〇に係る公健法上の検診記録等に記録された情報であり、この情報が死者に関する個人情報であることは明らかである。そこで、本件対象情報が上記類型①～④のいずれかに該当するかを検討したところ、いずれにも該当しないと判断される。

以上の理由で、実施機関の決定（不開示）は妥当と判断する。

(3) 付帯意見

現行の条例及び解釈運用基準では、どのような場合に死者に関する個人情報を自己の情報として開示請求することができるのかについての基準が明記されていない。当審査会としては、そうした基準が明文化されることを望む。

諮問実施機関：熊本県知事
諮問日：平成29年2月3日（諮問第23号）
答申日：平成29年8月15日（答申第18号）
事案名：水俣病検診記録と生活歴記録、審査に係る資料の不開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇〇〇の水俣病検診記録と生活歴記録、審査に係る資料」に記録された情報について、平成28年6月22日に行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経緯

- 1 平成28年6月8日、審査請求人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、「請求人の妻（〇〇〇〇）の水俣病検診記録と生活歴記録、審査に係る資料」という内容の自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成28年6月22日、実施機関は、「〇〇〇〇の水俣病検診記録と生活歴記録、審査に係る資料」に記録された情報を、本件開示請求に対する対象情報（以下「本件対象情報」）として特定し、これらの情報に関して、審査請求人は条例第14条に定める請求権者に該当しないとして不開示決定を行った。
- 3 平成28年9月21日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第2条の規定に基づき、熊本県知事（以下「諮問実施機関」という。）に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 平成29年2月3日、諮問実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第26条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
本件不開示決定を取り消し、開示を求める。

- (1) 本件対象情報については、開示請求を受け付ける際に審査請求人に確認したところ、「亡くなった妻が行っていた公健法（「公害健康被害の補償等に関する法律」）上の認定申請の内容について知りたい」とのことであったため、審査請求人の妻であった故〇〇〇〇の公健法に係る水俣病検診記録と生活歴記録、審査に係る資料（以下「検診記録等」という。）に記録された情報を特定した。
- (2) 検診記録等には、具体的には以下の個人情報が記載されている。
 - ①水俣病検診記録には、神経内科、眼科、耳鼻科の検診結果等
 - ②疫学調査（聞き取り調査）には、家族歴、職業歴、居住地歴等
 - ③審査会資料には、申請者氏名、生年月日、現住所、居住歴・職歴等、家族歴、魚介類の入手方法、病歴、既往症、検診結果等
 - ④申請書及びその添付書類には、住所や診断結果等

2 条例第14条に基づく不開示決定について

- (1) 死者に関する個人情報については、条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）に「死者に関する情報を自己の情報として開示請求する必要がある場合も想定される」と規定されており、開示請求者が当該情報に係る死者から引き継いだ権利利益を持ち合わせている場合には、開示請求を認めている。

実際に、元認定申請者の遺族（相続人）から、故人の認定申請に係る検診記録の開示請求が行われ、同遺族が特措法（「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」）の申請に関して、故人から引き継いだ権利利益を有していたことから、故人の検診記録の一部を開示した事例がある。

- (2) 本件に関しては、故〇〇〇〇本人が、生前に、公健法上の認定申請や訴訟を今後行わないことを前提として、特措法に基づく一時金の支給を受けている。また、公健法では、本人が亡くなっている場合、認定申請がそもそもできない。

したがって、審査請求人は、本件対象情報に関して、故〇〇〇〇から引き継いだ権利利益を有しておらず、条例第14条に規定する「開示請求をすることができる者」に該当しないと判断し、本件対象情報を開示できないこと及びその理由を審査請求人に説明し、不開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 条例における死者に関する個人情報の取扱い

(1) 当審査会の条例の解釈

条例第14条第1項では、何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている

自己に関する個人情報の開示請求ができることが定められており、同条第2項で、本人に代わって開示請求できる者が未成年又は成年被後見人の法定代理人に限られている。したがって、たとえ家族等（法定代理人を除く。）から開示請求があっても、開示請求そのものが認められない。

また、解釈運用基準によれば、条例は「死者に関する個人情報の不適正な取扱いが死者の名誉を傷つけ、あるいは、遺族等生存する個人の権利利益を侵害するおそれもあること」から死者に関する個人情報も保護の対象としている。これは個人情報保護の理念及び近年の流れとも矛盾しない。

したがって、死者に関する個人情報については、原則として、開示請求はできないこととなる。

しかし、解釈運用基準に「死者に関する情報を自己の情報として開示請求する必要がある場合も想定される」とあるように、例外的に、死者に関する個人情報が開示請求者の自己の情報でもある場合には、開示請求を認めることもできると考えられる。

（2）実施機関における取扱い

条例及び解釈運用基準においては、どのような場合に、死者に関する個人情報を自己の情報として開示請求することができるのかについて具体的な基準は設けられていない。

実施機関では、そのような状況の中で、他の都道府県の規定及び運用を参考に、開示請求の対象となった死者に関する個人情報が、以下の類型①～④に該当する場合、開示請求者の自己の情報でもありと認められるとして、請求を認めているとのことである。

- ①死者である本人から開示請求者が相続した財産に関する情報
- ②死者である本人から開示請求者が相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
- ③死者である本人の死に起因して、開示請求者が相続以外の原因により取得した権利義務（慰謝料請求権等）に関する情報
- ④死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

上記の取扱いについては、現在の条例の規定、他の地方公共団体の状況及び個人情報保護の趣旨に鑑みて、特に不合理な点はなく、当審査会としても是認できるものであると考える。

（3）当審査会の判断基準

当審査会は、以上の（1）及び（2）により、以下のいずれかに該当するときは、死者に関する個人情報について、開示請求者が自己の情報として開示請求すること

を認めるのが相当と判断する。

- ①死者である本人から開示請求者が相続した財産に関する情報
- ②死者である本人から開示請求者が相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
- ③死者である本人の死に起因して、開示請求者が相続以外の原因により取得した権利義務（慰謝料請求権等）に関する情報
- ④死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

2 本件処分の妥当性について

- (1) 本件開示請求の対象となっている情報は、審査請求人の妻である故〇〇〇〇（死者）に係る公健法上の検診記録等に記録された情報であり、この情報が死者に関する個人情報であることは明らかである。
- (2) そこで、本件開示請求の対象となっている審査請求人の妻である故〇〇〇〇（死者）に関する個人情報が、前記1-(3)で示した①～④の判断基準のいずれに該当するかを以下に検討する。

ア まず、当審査会は、本件対象情報について、審査請求人に対し、前記1-(3)の①～③（④に該当しないことは明らかである。）のいずれに該当するかを明らかにするため、文書による照会を行った。その結果、審査請求人からは、「故〇〇〇〇に対する水俣病認定手続と、いわゆる水俣病特別措置法の一時的金等対象者としての決定手続が適正になされたかを確認する故〇〇〇〇の権利を相続し」ており、本件の開示請求対象情報が前記1-(3)①に該当するとの回答がされた。

しかし、本件対象情報が前記1-(3)①に該当するというためには、当該情報が審査請求人が故〇〇〇〇本人から相続した具体的な財産に関する情報である必要がある。そこで、実施機関に確認したところ、本件対象情報に財産に関する情報は含まれていないとのことであった。当審査会でも検診記録等のうち「疫学調査」及び「審査会資料」の様式を実際に確認したが、財産に関する情報が記載される欄はなく、その他の文書についても、財産に関する情報の記載はないという実施機関の説明に特段不合理な点はないため、本件対象情報に財産に関する情報は含まれていないと認められる。したがって、本件対象情報は、前記1-(3)①には該当しない。

イ 次に、実施機関の説明によると、故〇〇〇〇本人は亡くなる前に特措法による一時的金を受け取っており、特措法の救済措置を受けるに当たっては、公健法に基づく認定申請や訴訟を取り下げ、再度の認定申請や損害賠償を求める訴訟提起を行わないことが前提になっているとのことであった。そうすると、そもそも本人が水俣病の認定に関し損害賠償等を請求する権利を有していないため、当該権利が審査請求人に相続されることはないことになる。したがって、当審査会として

は、当該説明について特段不合理な点はないことから、本件対象情報は、前記1－(3)②には該当しないものと判断する。

ウ なお、審査請求人からは、前記1－(3)③に該当するとの主張はないので判断するに及ばない。

(3) 結論

以上検討したところによれば、実施機関が本件対象情報について不開示とした決定は妥当である。

3 原処分の不開示理由について

ところで、本件の不開示決定通知書には、不開示理由として「請求者は条例第14条に定める請求権者に該当せず、開示請求そのものが認められないため。」と記載されている。しかし、正確には、「開示請求されている情報は、死者に関する個人情報であり、この情報は、開示請求者の自己の情報と認められる情報には該当しない。したがって、開示請求者は条例第14条に定める請求権者に該当しない。」という内容の理由を記載すべきであった。ただし、実施機関が上記の不開示理由を審査請求人に説明していることは、審査請求書からもうかがうことができ、当該不開示理由記載の不足は、当審査会の結論に影響しない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、故〇〇〇〇の水俣病認定申請に関する手続の適正を確認する権利を相続した旨を主張しているが、そのような権利には実定法上の根拠がない。したがって、その権利を相続したという主張も根拠がない。

審査請求人のその他の主張は、いずれも審査会の判断に影響しない。

5 結論

以上の理由で、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付帯意見

現行の条例及び解釈運用基準では、どのような場合に死者に関する個人情報を自己の情報として開示請求することができるのかについての基準が明記されていない。当審査会としては、そうした基準が明文化されることを望む。

熊本県個人情報保護審査会

会 長 衛藤 二男
会長職務代理者 澤田 道夫

委員 詫間 幸江
委員 谷口 美樹
委員 徳永 達哉

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 2月 3日	・ 諮問 (第23号)
平成29年 6月 7日	・ 審議
平成29年 7月25日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成29年 8月 9日	・ 審査請求人の口頭意見陳述、審議